

化学物質管理研修会

～ 化学物質に関する労働災害発生状況～

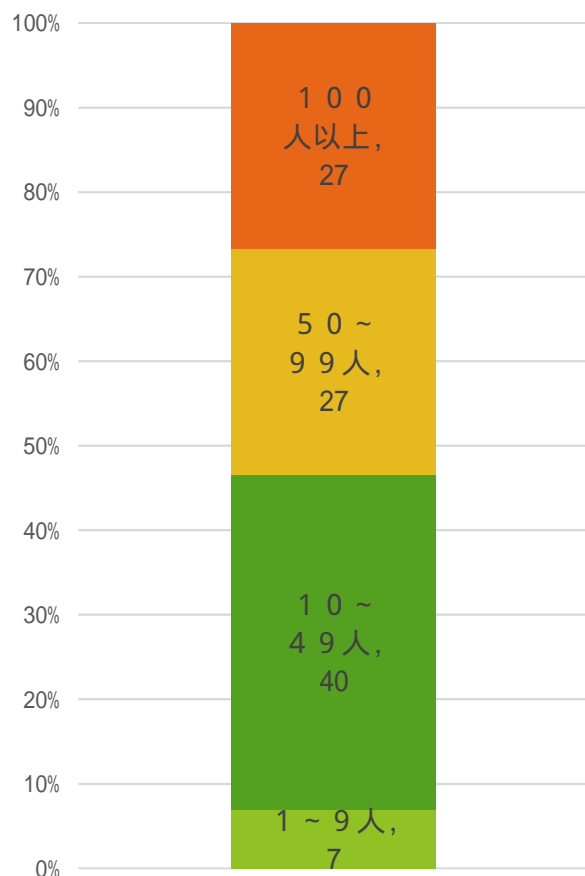
令和5年11月30日(木)
尼崎労働基準監督署

1 化学物質関係の労働災害発生状況

平成31年1月1日～令和5年11月22日提出分までの期間で、
尼崎署に提出された労働者死傷病報告を集計。

(起因物が「有害物、引火物等」の化学物質であるもの17件。)

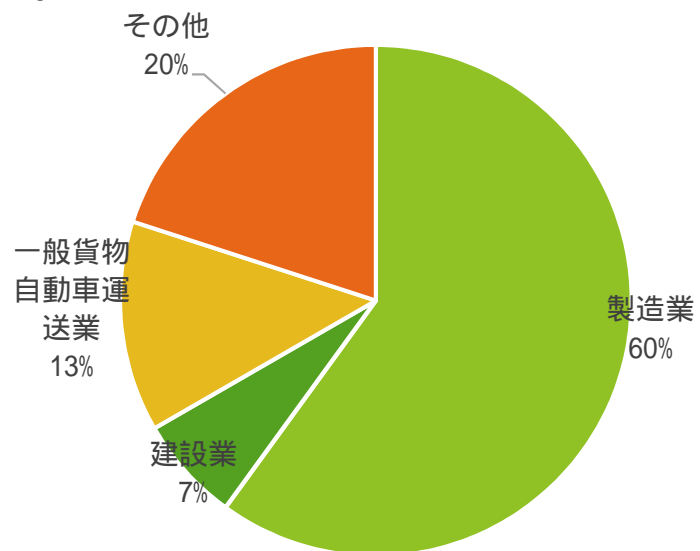
(1) 事業場の規模 (労働者数) (単位: %)



- ・ 提出された労働者死傷病報告の事業場を、事業場の労働者数で、4つに区分けした。
(2事業場は2件提出しているため15件を集計)
- ・ 事業場の規模にかかわらず、化学物質は使用され、労働災害も発生している。
- ・ 労働者一人ひとりが、扱っているものの性質を知っておく必要がある。

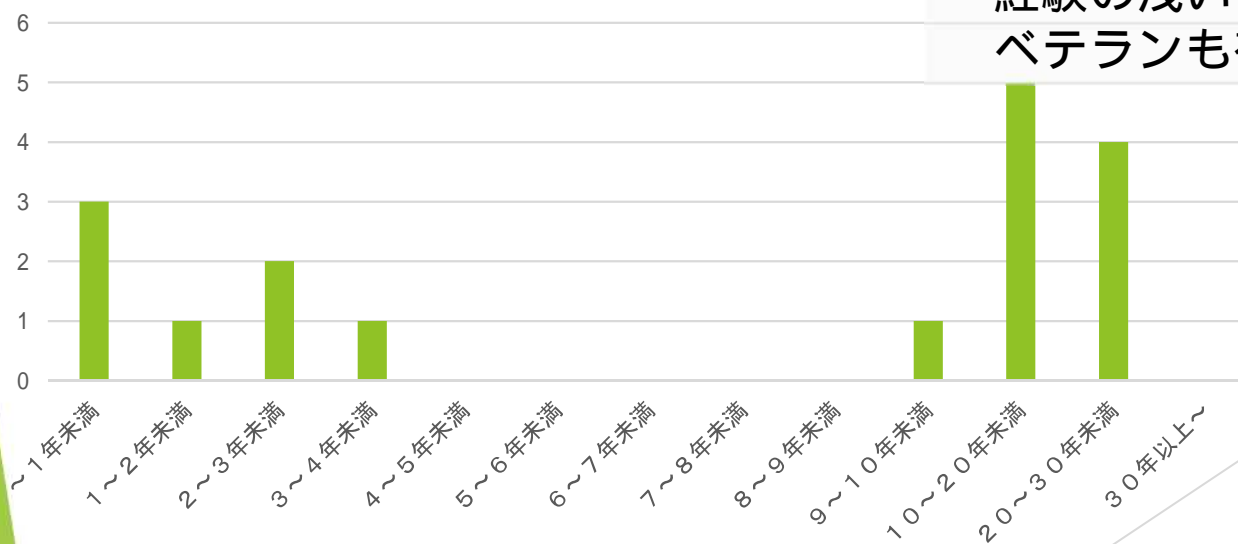
(注) 事故の型別は、「有害物等の接触」や「火災」等であるので、集計は省略した。

(2) 業種別



- ・化学工業は2件のみ。
- ・化学物質は、様々な使われ方をしているので、特定の業種に限らないのではないか。

(3) 被災者の経験期間

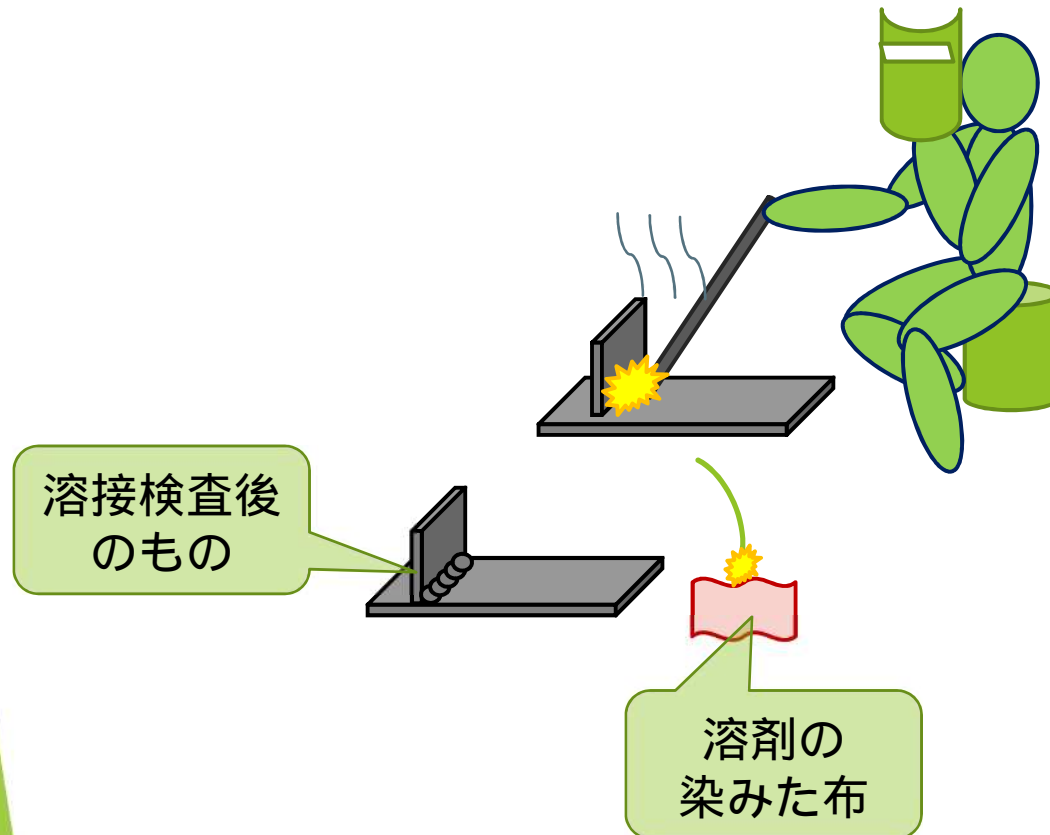


- ・経験の浅い被災者の割合が高いが、ベテランも被災している。

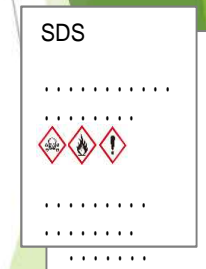
災害事例 1

浸透探傷剤を用いて溶接欠陥の検査をした後、
その近くでアーク溶接を行ったところ、
溶剤をふき取った布に、火花が飛び引火した。

使用する溶剤が引火しやすいことは、どれぐらい周知されていたか。
(溶剤の容器の表示や、SDS等)



SDS
ラベル



災害事例 2

原料を設備に仕込み中、
局所排気装置を稼働させ、防毒マスクを着用していたが、
原料の蒸気で目が痛くなった。

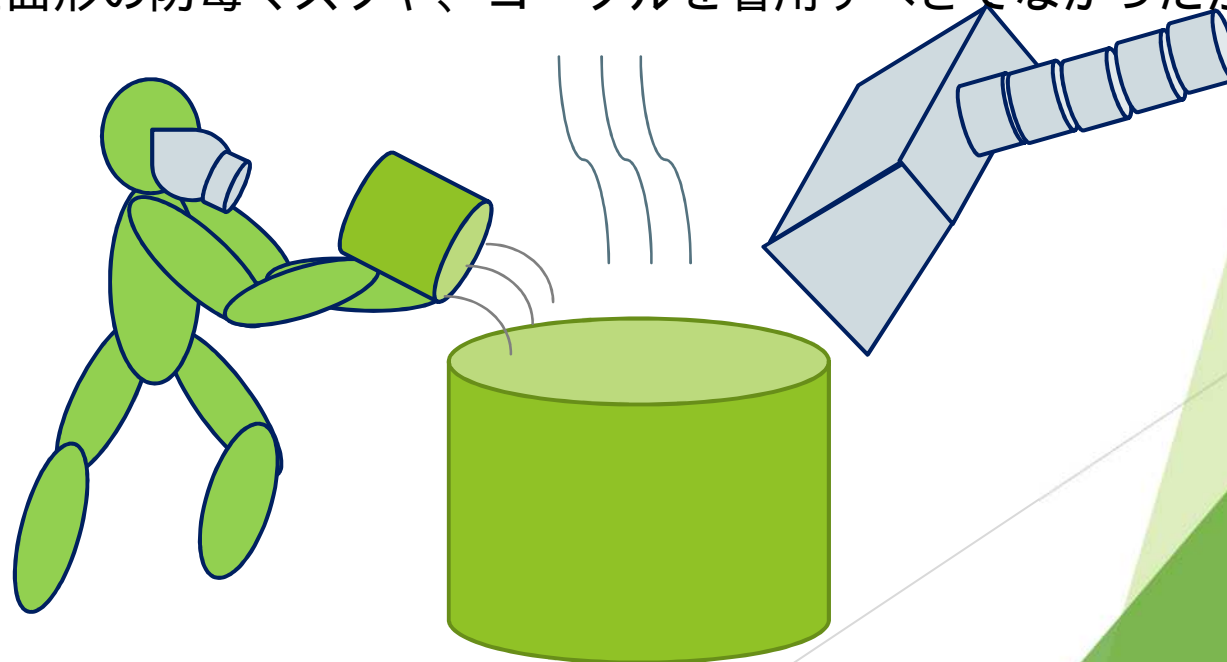
局所排気装置のフードの位置・形状は適切であったか？
風速は出ていたか？

（防毒マスクを着用していたことから、
設計通りの性能が出ていなかったのではないか？）

（局所排気装置の操作方法や定期点検は？）

原料の性質は周知・確認していたか？

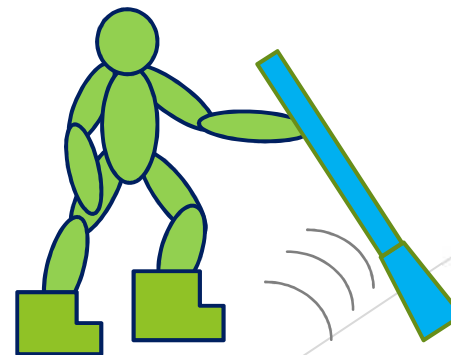
（全面形の防毒マスクや、ゴーグルを着用すべきでなかったか？）



災害事例 3

- (1) 容器から原料のサンプルを採取する際に、ニトリル手袋をしていたが、穴が開いていて、手袋の中に原料が入ってしまった。
- (2) 容器から原料を抜き、清掃中、原料がはねて、ゴム長靴をはいていたが、足とのすきまから、長靴の中に原料が入ってしまった。

保護具が破損していないか確認する。
保護衣・保護具の着用していない部位を意識・留意する。
ばく露した場合は、すぐに洗浄する。
(長靴に入ったときは、すぐに洗浄する。)



規制されている物質（有機溶剤、特定化学物質など）以外の化学物質による災害が8割程度となっている。



規制されていないから「安全」、ではない。



- S D S等を見て、どのような物質が把握する必要がある。
- ・ どのような物質が知られていないから、規制されていない。
 - ・ 規制するほどではないが、有害性がある。



その際の措置は、各規則の措置内容や、S D S等に記載の措置内容を参考にする。

ご安全に！

労働安全衛生の取り組みを
引き続き
よろしくお願いいたします。

本日の内容を取っ掛りとして、勉強していただければ幸いです。